

東浦小・中学校 いじめ防止基本方針

令和7年 4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめ防止に正面から取り組み、安心・安全に楽しく学べる学校づくりを目指します。
- (2) いじめを生じさせないよう学校・学級経営に努める一方で、いじめはどの学校や子どもに起こり得るものであるという認識のもと、教職員一人一人の認識を深めていきます。
- (3) いじめの早期発見・いじめ事案への対処（事案対処）・いじめの解消に向け、「教員の感性・教員の意識・教員の組織力」を高め、迅速・適切に対応します。また、いじめが生じた際には、全職員が毅然とした態度で対応し、被害者を守り抜き、すべての児童生徒が安心・安全に生活できる環境を守ることを最優先します。
- (4) 児童生徒が安心・安全に生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者や関係機関と連携して、いじめ防止の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものを指します。（起こった場所は学校の内外を問わない・インターネットを通じて行われるものも含む）
また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性を見た上で、いじめに該当するか否かを判断します。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人間関係を指します。

※「物理的な影響を与える行為」には、身体的影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり嫌なことを無理やりさせたりすることも含まれます。

※「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を

大切にし、児童生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童生徒への理解等、自分だけではなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動・探究的活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、探究的な活動等を通して児童生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・個性を引き出し、学びを楽しむ授業づくりに努めている。
- ・児童・生徒の話し合い活動や自分の考えを述べたり、書いたりする活動を授業に多く取り入れている。
- ・教師の話が少なく、児童生徒が話し合ったり、活動したりする場面が多い授業をしている。
- ・主体性や協働的な活動を引き出すために、授業でタブレットを活用している。
- ・家庭学習につながるような授業を工夫している。
- ・個に応じた学習指導ができている。
- ・授業形態を工夫して、議論し考えを深める道徳の授業ができている。
- ・一人一人のよさを認め、互いを尊重し合う仲間づくりができている。
- ・「君を守ルール」を遵守しようとする指導をしている。
- ・保護者と連携し、児童・生徒理解に努めている。

【児童生徒】

- ・誰に対してもやさしく親切にしている。
- ・みんなと一緒に遊んだり、活動することは楽しい。
- ・クラスでは、自分の良いところやがんばっているところを認めてくれる。
- ・学校のきまり、交通ルールを守って行動している。
- ・SNSルール「君を守ルール（東浦版）」を守っている。

【保護者】

- ・お子さんは、楽しく学校に通っている。
- ・先生は、子どものことを理解している。
- ・お子さんはSNSルール「君を守ルール（東浦版）」を守っている。
- ・学校は、「ホームページ」「蜜柑の丘」「学級だより」等で教育活動や子どもの様子を伝えている。

(3) いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進します。

①児童生徒が主体的に考え、住みよい学校づくりに向け自ら活動できる集団づくり

- ・児童会、生徒会活動を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進し、いじめのない住みよい学校風土を築きあげます。
- ・異年齢の児童生徒の交流活動により、児童生徒が安心・安全を感じられる環境をつくる「居場所づくり」や、児童生徒が主体となって互いに認めあい励ましあう「縛づくり」を進めます。

②道徳・人権教育・特別活動の充実

- ・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ・思いやりの心・協力心・感謝の念等」について学習する機会を確保し、規範意識や集団のあり方についての意識を深められるようにします。
- ・いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図からの脱却を図る授業や、SOSの出し方に関する教育を実施します。

③インターネットやSNS等に関する指導

- ・道徳や学活でインターネットやSNS等の正しい利用や注意、問題点に関する授業を実施し、意識付けを行います。
- ・「ひまわり教室」等を利用し、インターネットやSNS等使用に関わる犯罪について学習する機会を確保します。
- ・児童会、生徒会による「君を守ルール!!!!!!（東浦版）」遵守を呼びかけます。
- ・保護者へ家庭でのルールづくりや家庭環境、学習環境づくりの啓発を行います。

④相談活動の充実

- ・学校生活や家庭生活などの悩みの解消を図り、児童生徒の健全な心身の発達を支援し、いじめに至る前の小さな変化を見逃さないために、スクールカウンセラー等を活用した相談体制を充実させます。
- ・児童生徒との全員面談をスクールカウンセラーおよび教員で実施します。
- ・児童生徒に通信や校内掲示板を活用し、日常的に電話やSNS等により悩みを相談できる公的な窓口の周知を図り、いつでも悩み（SOSを発信）を相談できる場があることを発信します。

⑤教職員の人権意識の高揚と、指導力向上のための研修の実施

- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう、細心の注意を払い、常日頃から人権意識を高め、いじめに対する危機感を高めます。
- ・教員の体罰の禁止に向けた研修の実施や、実態把握に向けた管理職の巡回やアンケート調査等を実施します。
- ・教員の指導力向上（学習指導力、生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等）に向けた、管理職による研修（先生のためのワークブック等を活用）を行います。
- ・教員のいじめに対する理解を深め、いじめに関わる様々な問題への対応力を強化することを目的とした研修を実施します。

⑥児童生徒の実態把握に努める

- ・常にどこにでもいじめは起こり得るという危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図ります。
- ・教育相談アンケート「心と体の元気チェック」を活かし、児童生徒の実態を把握し、問題点についての改善策を検討する組織（いじめ防止・対策委員会）を実動させます。

⑦教職員の連携

- ・週に一度の終礼と、月に一度の会議とで情報交換を密に行い、児童生徒の理解と情報の共有、指導体制の組織化を図ります。
- ・特に配慮が必要な生徒（発達障害をふくむ障害のある児童生徒、帰国子女や外国籍を持つ児童生徒、性同一性障害等の性的指向・性自認に係る児童生徒、被災して避難を強いられている児童生徒）に対しては、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、特に必要な配慮を検討し、教職員全員が連携して適切な支援を行います。

⑧保護者、地域、関係機関との連携

- ・保護者、地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努めます。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求めます。
- ・関係機関（警察・児童相談所・家庭裁判所等）との情報交換を定期的に図ります。

（4）いじめの早期発見

いじめは、教員や保護者の目が届きにくいところで発生するので、早期発見に向けて、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努めます。

①児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、連絡ノート、個別面談 等）

☆アンケート調査（※5年間保存）

- ・いじめを含めた教育相談アンケート「心と体の元気チェック」を毎月行い、児童・生徒の心身の状態の把握に努めます。
- ・「いじめ調査」を、学期はじめや長期休業中明けなど、人間関係上の不安を感じる時期に年3回実施します。

☆連絡ノートの交換

- ・担任は、日々の連絡ノートに目を通し、児童生徒の気持ちの変化や訴えを敏感に捉え、必要に応じて個別面談を行います。

☆個別面談の実施

- ・教育相談アンケート後に個別面談を実施するなど、相談活動を充実させます。
- ・年2回、教育相談週間を設け、生徒の悩みや気がかりな点の把握に努めます。

②複数の教員の目により児童生徒の様子を見守る。（校舎内外の巡回体制づくり 等）

- ・休み時間や昼休み、放課後の児童生徒の行動を観察し、気になる様子に目を配ります。また、言動や交友グループの変化、衣服の汚れなどにも目を配り、普段と異なる様子が見られる場合には、教員から努めて声をかけ様子をたずねます。教員間の情報交換や保護者と情報交換により、変化に気づく体制を整えます。

③保護者や地域からの情報提供と情報の共有を図る

（家庭訪問、教育懇談会、電話訪問、お便り等）

- ・必要に応じ電話や家庭訪問を通して、児童生徒の学校の様子、家庭の様子について

担任と保護者が情報を共有することで、学校と保護者との連携体制を強化し、信頼関係を築きます。

- ・教育懇談会やお便りを通して、保護者にいじめ問題に対する理解と早期発見に向けた協力と情報提供を呼びかけ、連携を図ります。

④地域と日常的に連携を図る。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努めます。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求めます。
- ・犯罪に絡む行為や「重大事態」の要因となっている行為などについては、関係機関(警察・児童相談所・家庭裁判所等)との情報連携、行動連携を強化し、必要に応じケース会議を開催し対策を練ります。

(5) いじめの事案対処

いじめ問題が生じたときには、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、詳細な事実確認の上、早期に組織的な対応方針を決定し、被害児童生徒を守り、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解消を目指します。

また、いじめ問題が「重大事態」につながるような深刻な場合は、教育委員会や警察とも相談し組織的に対応します。

- ①いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細で正確な事実確認を行う。
- ②学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。
- ③校長は、事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④加害児童生徒には、行為の善悪を理解できるようにし、責任ある行動がとれるように支援する。
- ⑤犯罪につながる行為に対しては、早期に警察等に相談をして協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、当該児童生徒の保護者と継続的な情報交換を行う。
- ⑦必要に応じて、スクール・ソーシャルワーカーや敦賀市が設置している対応支援チームの活用を図り、多面的に対応にあたる。
- ⑧PTAとの連携を図り、情報収集を行う。

【いじめを受けた児童生徒への支援】

(1) 児童生徒の状況に応じた精神的ケアの実施

- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの機会を提供し、専門的な知見からのアセスメントを活かします。
- ・被害児童生徒の家族に対しても、学校以外の相談窓口を提供します。
(スクールカウンセラー、敦賀市ハートフルスクールの専任カウンセラーなど)
- ・必要に応じて医療機関と連携するなど、心の回復の段階に合わせた支援を実施します。

(2) 児童生徒の状況に応じた学習体制の整備

- ・タブレット端末を活用したオンライン授業や、学習アプリによる学習機会を提供します。
- ・児童生徒が安心・安全に学習に取り組むことができる環境をつくり、学習を支援し

ます。

【いじめを行った児童生徒への対応】

- ・事案に対する事実確認を徹底します。
- ・教員やスクールカウンセラーによる継続的な面談を実施します。
- ・保護者との面談等を通して家庭との連携を強化します。
- ・それぞれの児童生徒が抱える悩みや葛藤に寄り添い、個に応じた育成プランによる継続的な支援を続けます。
- ・被害児童生徒の安全を確保するために必要な場合は、法第23条に基づく措置を実施します。状況に応じて法第25条の適用、法第26条の要請を検討します。

いじめ防止対策推進法

第23条（いじめに対する措置）

4 学校は前項において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

第25条（校長及び教員による懲戒）

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一條の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第26条（出席停止措置の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（6）いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにし、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされており、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上（さらに長期の期間が必要な場合は校長の判断により期間を設定する）経過するまで、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。
- ② ①の期間が経過しても行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定し、状況を注視する。
- ③いじめに係る行為が止んでいるかどうかは、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、校長が被害児童生徒本人及びその保護者に対しての面接等で確認して判断する。
- ④校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通す。
- ⑤「いじめ対応サポート班」は、いじめが解消するまで、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。
- ⑥いじめが解消している状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国といじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止・対策委員会

いじめの防止等に関する指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）

校長、小・中教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭、教育相談担当、S C 等

（活動）

- ・教職員、児童・生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知（校長）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成（生徒指導主事）
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り（生徒指導主事）
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議（教育相談担当）

- ・児童生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践（担任）

- ・いじめ発見のための迅速な情報交換、連絡体制づくり

（生徒指導主事・教育相談担当・担任・養護教諭）

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成（教頭）
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画（教育相談担当）
- ・議事録、各種記録（いじめアンケート等）の保存（保存期間：5年）

※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく

（生徒指導主事）

- ・いじめの認知→「いじめ対応サポート班」の設置及び対応の決定（校長）
- ・教育委員会や関係機関等との連携（校長）
- ・学校評価への位置づけ、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検（教頭）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し（生徒指導主事）

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

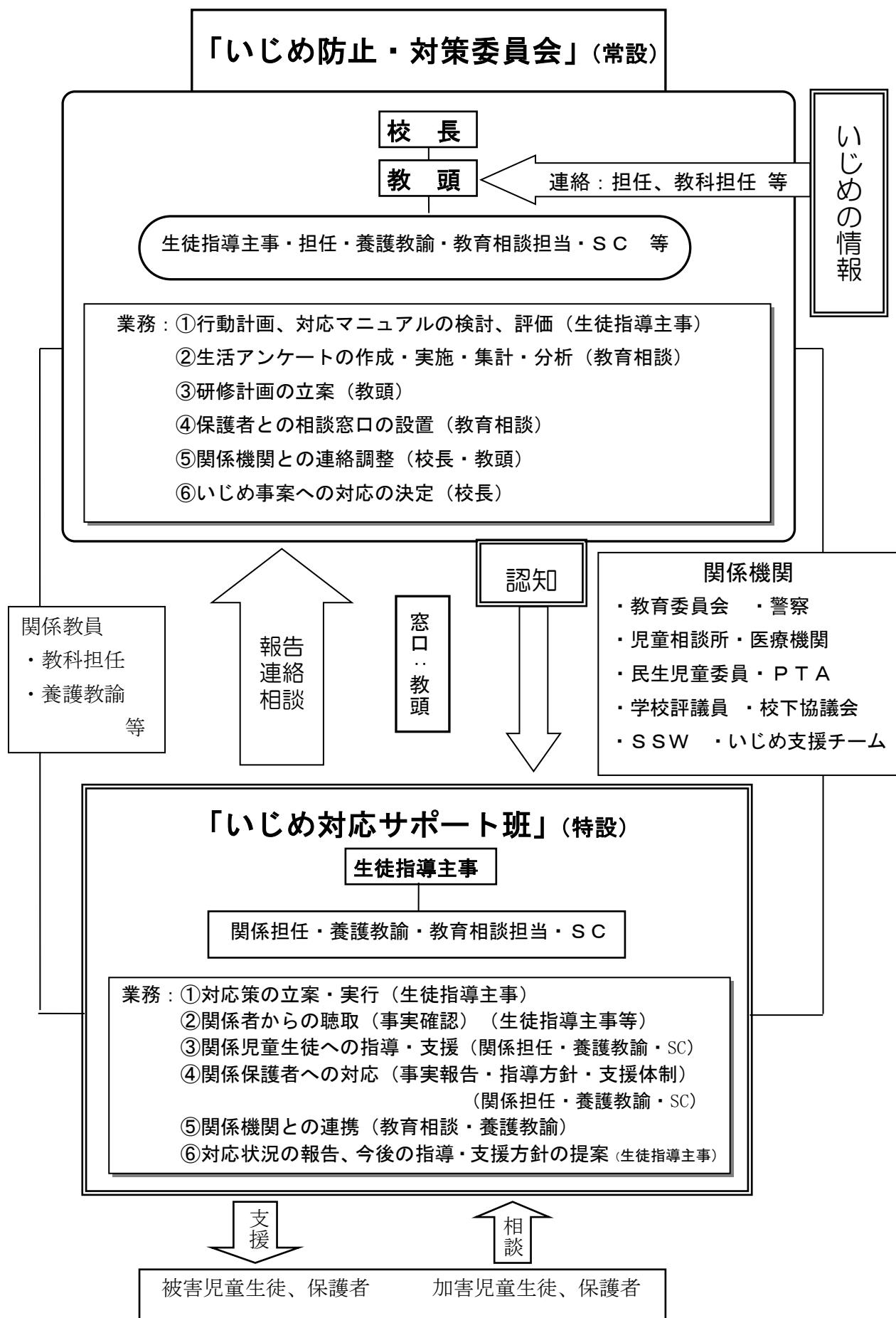
(構成員)

生徒指導主事、関係担任、養護教諭、教育相談担当、SC 等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定 **(生徒指導主事)**
- ・関係者からの聴取等による情報収集 **(生徒指導主事・関係担任 等)**
- ・いじめ防止・対策委員会への報告、連絡、相談 **(生徒指導主事)**
- ・被害児童生徒やその保護者への継続的な支援 **(関係担任・養護教諭・SC)**
- ・加害児童生徒への指導やその保護者への説明 **(関係担任)**
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所、医療・福祉等との連携や外部機関を交えたケース会議の実施

(教育相談担当・養護教諭)



〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等						生徒の活動等		
		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
4 月	いじめ防止・対策委員会 ① 職員会議 「日記」での児童生徒とのやりとり 学級懇談会 PTA 総会							入学式		
								1年生を迎える会		
								心と体の元気チェック（4月）（記名式）		
								SCによる面談		
								担任による面談		
5 月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ② 職員会議							心と体の元気チェック（5月）（記名式）		
								SCによる面談		
								リアクションタイム		
								体育大会（絆を強める）		
6 月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ③ 職員会議							心と体の元気チェック（6月）（記名式）		
									合同道徳	
								第1回 いじめ調査（6月）（記名式）		
								SCによる面談		
								教育相談週間		
								リアクションタイム		
									奉仕活動 (地域の方との交流)	

[7～9月]

	教員の動き等	児童の活動等						生徒の活動等		
		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
7 月	いじめ防止・対策委員会 ④ 職員会議 「日記」での児童生徒とのやりとり 教育懇談会									
		心と体の元気チェック（7月）（記名式）								
			SCによる面談							
				担任による面談						
					みかん摘果					
						リアクションタイム				
							ひまわり教室（SNS・薬物防止）			
								体育「ダンス発表」 絆を強める リーダーづくり		
8 月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑤ 職員会議 現職教育									
		心と体の元気チェック（8月）（記名式）								
			地域の伝統継承「阿曽相撲甚句」（地域の方との交流）							
9 月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑥ 職員会議									
		心と体の元気チェック（9月）（記名式）								
			教育相談				教科相談週間 (定期考查)			
			SCによる面談							
			リアクションタイム							

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等						生徒の活動等		
		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
10月	いじめ防止・対策委員会 ⑦ 職員会議 「日記」での児童生徒とのやりとり									
11月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑧ 職員会議									
12月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑨ 職員会議 教育懇談会									

[1～3月]

	教員の動き等	児童の活動等						生徒の活動等		
		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1月	いじめ防止・対策委員会 ⑩ 職員会議 「日記」での児童生徒とのやりとり									
		心と体の元気チェック（1月）（記名式）								
		リアクションタイム								
		SCによる面談								
		食のつどい（委員会活動・命の尊さ）								
		第3回 いじめ調査（1月）（記名式）								
2月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑪ 職員会議									
		心と体の元気チェック（2月）（記名式）								
		リアクションタイム								
		SCによる面談								
		なわとび発表会				合同道徳				
						教科相談週間 (定期考查)				
3月	「日記」での児童生徒とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑫ 職員会議									
		心と体の元気チェック（3月）（記名式）								
		SCによる面談								
		担任による面談								
		リアクションタイム								
		6年生を送る会 (感謝の心・次の学年への自覚)				3年生を送る会 (委員会活動 感謝の心 次の学年への自覚)				